添付法令資料 4：

投資法の若干の条項の細則を定め、施行を指導するベトナム政府の議定（目次）
2026 年 3 月 31 日付第 96/2026/NĐ-CP 号議定／26.03.31 施行

第 1 章　総則（第 1 条ないし第 9 条）
第 2 章　経営投資の分野及び業種
　第 1 目　経営投資が禁止される分野及び業種並びに条件を有する経営投資の分野及び業種（第 10 条ないし第 14 条）
　第 2 目　外国投資家に対する市場アクセス分野及び業種並びに条件（第 15 条ないし第 18 条）
第 3 章　投資優遇及び支援（第 19 条ないし第 25 条）
第 4 章　投資プロジェクトの実施
　第 1 目　投資プロジェクトの実施に関する通則（第 26 条ないし第 29 条）
　第 2 目　投資方針の承認及び投資家の選定（第 30 条ないし第 35 条）
　第 3 目　投資登記証明書の発給、調整及び回収手続（第 36 条ないし第 45 条）
　第 4 目　特別投資手続（第 46 条ないし第 50 条）
　第 5 目　投資プロジェクトの調整（第 51 条ないし第 64 条）
　第 6 目　投資プロジェクトの活動の停止及び終了手続（第 65 条ないし第 69 条）
　第 7 目　工業区、輸出加工区、ハイテク区、集中デジタル技術区及び経済区における投資活動に関する若干の規定（第 70 条及び第 71 条）
第 5 章　外国投資家の経済組織の設立及び投資活動の実施（第 72 条ないし第 80 条）
第 6 章　投資促進（第 81 条ないし第 90 条）
第 7 章　投資に関する国家管理
　第 1 目　省、省相当機関、省級人民委員会及び関連機関の任務及び権限（第 91 条及び第 92 条）
　第 2 目　投資活動及び投資促進報告制度並びに投資に関する国家情報システムの運行（第 93 条ないし第 98 条）
第 8 章　施行条項
　第 1 目　経営投資に関連する若干の議定の修正及び補充（第 99 条）
　第 2 目　移行規定（第 100 条ないし第 110 条）
　第 3 目　施行条項（第 111 条及び第 112 条）

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所